

「裁判員経験者と法曹三者との意見交換会」議事概要

日 時 平成25年3月7日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所裁判員候補者室（別館1階）

参加者等

司会者 高山光明（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

裁判官 半田靖史（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

検察官 平間文啓（前橋地方検察庁検事）

弁護士 橋爪健（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 30代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 50代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 50代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 40代 男性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 40代 男性（以下「7番」と略記）

裁判員経験者8番 70代 女性（以下「8番」と略記）

裁判員経験者9番 40代 男性（以下「9番」と略記）

議事要旨

司会者

裁判員を経験された皆さんとの意見交換会を始めることとします。私は、前橋地方裁判所刑事第1部で裁判長をしております高山と申します。本日は、実際に裁判員を経験された皆様方に忌憚のないご意見をいただき、それを国民に発信いたしまして、よりよい裁判員制度にしていくという目的のためにこの会を催しました。どうぞ忌憚のないご意見を率直におっしゃっていただきたいと思います。

それでは法律家のコメンテーターとして3人の方の自己紹介をお願いします。

裁判官

前橋地方裁判所刑事第2部で裁判長をしています半田と申します。厳しいご意見をお願いいたします。

検察官

前橋地方検察庁検察官の平間と申します。限られた時間の中で、より適切な情報を示して適切な判断をしていただくことが検察官の仕事だと思っています。まだまだ改善の余地があると思いますので、率直なご意見をお願いします。

弁護士

群馬弁護士会の弁護士の橋爪と申します。本日は皆様のご意見を伺って、よりよい裁判員裁判になるよう弁護士として関わっていきたいと思います。

司会者

それでは皆様がどのような罪名の事件を担当したか、どのような点が問題だったか、市民として参加した感想をお聞かせください。

1 番

強盗致傷の事件です。被告人の言い分と共犯者の言い分が食い違っていたので、どちらの言っていることが本当なのか判断するのが難しかったという感想です。

2 番

強制わいせつ致傷の事件です。被告人の立場を考えて、同情してしまいました。

3 番

自宅に放火したという事件です。被告人も認めており、周りの人も許しているということで、それほど難しい事件ではなかったと思います。午前中に裁判員に選任されて、その午後からすぐ裁判が始まり何をどうしたらよいか分からずとまどいました。裁判は3日間でしたが、くたくたになってしまいました。印象としては、被告人のことも考えて全員で真剣に話し合っただけで量刑を決めていくということで、裁判は血の通ったものだということが分かりました。とてもよい経験になりました。

4 番

3 番の方と同じ事件です。裁判を担当する皆さんが真剣にやっているということがよく分かりました。裁判員として参加できてよい経験になりました。

5 番

強制わいせつ致傷、強姦の事件でした。選任された以上は自分のできる範囲で一生懸命やろうと思ってやりました。

6 番

強制わいせつ致傷の事件です。裁判官が自由に発言できる雰囲気を作ってくれた

のでよい裁判ができたと思います。被害者と被告人のことを考えて結論を出したつもりです。納得した判決ができたと思っています。

7番

6番の方と同じ事件です。事実関係に争いはありませんでしたが、量刑の判断のときに被告人の家族や被害者の家族のことが頭に浮かんで来て、どのくらいの刑にしたらよいのか判断をするのが大変でした。

8番

私は70歳を超えています。チャンスだと思い参加しました。裁判官をはじめ他の裁判員の方がよい結果を出せるように、押しつけではなく、何の知識もない私を導いてくださいました。緊張しているとき、高山裁判長が平らな気持ちに持ってってくれたので、正しい判断ができたのだと思います。

9番

強制わいせつ致傷の事件です。評議では裁判官に自由に発言できる雰囲気を作ってください、また、他の裁判員の方と、非常に活発な議論ができました。充実した3日間でした。ただ、裁判をやってみて、被害に遭われた方の補償であるとか保護といったものが十分でなくて、かわいそうだという印象がありました。

司会者

裁判員裁判において、よりよい判断をするためには、検察官と弁護人が自分たちの主張を分かりやすくアピールするというのが不可欠です。その点について、皆様のご意見を伺いたいと思います。まず、検察官と弁護人の冒頭陳述や論告、弁論は分かりやすいものだったかどうかお伺いします。

9番

どちらも分かりやすい言葉で、非常に分かりやすいものでした。

1番

冒頭陳述については検察官、弁護人ともに分かりやすい説明だったと思います。冒頭陳述ではないかもしれませんが、検察官は写真等の資料を用意していたので分かりやすかったと思いますが、弁護人の資料は、ちょっと感情に訴えるところが多かったように思います。もう少し証拠を集めて準備していればと思いました。論告と弁論は分かりやすいものでした。

2番

冒頭陳述については、最初頭に入らないところもありましたが、証拠調べをしていくうちに段々と分かるようになりました。

3番

検察官の冒頭陳述は分かりやすかったですが、進行していくうちに被告人の言っていることがずれてきて、これでいいのかなと思いました。弁護人の印象は、ドラマの印象があったので、実際はこんなに地味なのかなと思いました。弁護人の被告人に対する質問を聞いても、量刑が軽くなる印象はありませんでした。失礼な言い方ですが、ただ質問をしているだけかなと思いました。

5番

検察官、弁護人ともにスピーディで分かりやすかったです。証拠調べのときに、DNAとかの細かい資料があったのですが、もうちょっと分かるような資料であればもっとよかったです。

司会者

次に証拠調べの方法についてですが、証拠書類の調べ方についてご意見を伺いたいと思います。分かりづらかったとか、写真を見て嫌悪感を覚えたとか、いかがでしたか。

8番

検察官の立証は、細部にわたってきちんとしたものでした。しっかりと伝わってきたと思います。しかし、あまりにも明解で最初に印象づけられてしまいました。その後の弁護人の弁護は、検察官の立証に対して勝てるように、しっかりと大きな声で検察官と同程度のことをしてくれれば、もう少し刑が軽くなったのではないかなと思いました。

5番

写真で靴とかいろいろなものが出てきましたが、もう少し分かるようなものも提出してもらえればよかったです。また、被告人の反省の態度をきちんと見せてくれれば、もう少し刑が軽くなったのかなと思いました。

4番

特にありません。分かりやすかったです。

2番

朗読は分かりやすかったです。

1 番

検察官と弁護人のレベルの違いが気になりました。出てくる資料だとか、説明の内容だとかが違うという印象がありました。

司会者

次に、証人尋問や被告人質問についてですが、書面の朗読と比較して証人の尋問を聞いたときに、理解力が違うといったことがありますか。

5 番

私の参加した事件では、被害者の方は法廷に来ませんでした。被害者の証言も聞きたかったのですが、被害者の方も法廷に来るのは辛いだろうし、被告人のいる前には出られないと思います。

7 番

私の参加した事件でも被害者の方は法廷に来ませんでした。調書の朗読を聞いてどういった被害感情を持っているのか十分に判断できました。被害者を出廷させるのは酷だと思います。性犯罪の場合、被害に遭った人に法廷に出てもらわなくてもいいと思います。また、被害者の身内の方が証人として被害者の気持ちを代弁してくれましたので、調書とその証言で十分に理解することができました。

司会者

それでは、今までの裁判員経験者からのご意見について検察官、弁護士から何かコメントがありましたらお願いします。

検察官

午前中に選任があり、その午後から審理というのは大変だなと思います。個人的には、午後を選任をして翌日の午前中から審理を始めるほうがよいのかなと思います。限られた中で適正に立証しなければならない検察官の立場としましては、少し余裕ができますので助かります。

検察官は、最初に冒頭陳述でどんな事件なのかを明らかにします。争われている事件ではどういうことが争点なのか、どういう証拠で立証していくかできるだけ分かりやすく説明をしています。冒頭陳述については、検察庁内部でもこれでよいという正解のようなものはまだありません。事件ごとにケースバイケースで模索しながらやっています。

その後の証拠の説明ですが、どういう順番でどういうふうに説明したほうがよい

のか考えながらやっていますが、終わって振り返ってみますと別のやり方がよかったのかもしれないと思うこともあります。それから被告人質問、証人尋問については、立証をするために必要と思われる人については協力してもらっていますが、性犯罪の被害者については、被害者の気持ちを考えると尋問は避けた方がいいのかなと思います。

論告については、先ほどの話にありましたが、冒頭陳述と食い違ってしまうということもままありまして、そうなったときも適切な求刑をしていくことを考えています。

弁護士

冒頭陳述についてですが、弁護人の方がちょっと分かりづらかったというご意見がありました。また、弁護人が提出する証拠が感情に訴えるようなもので分かりにくかった、もっと証拠集めをすれば被告人に有利であったというようなご意見がありました。弁護人の方も、検察官に証拠開示を求めることや独自に証拠集めをしていますが、なかなか被告人にとって有利な証拠を集めることが難しいところがあります。しかし、裁判員の方が、もっとこういう証拠があればとか、あるはずだと思いになるのであれば、弁護人も裁判員の考えに思いをはせて、弁護活動をしなればと思います。また、放火の事件で、弁護人が地味であったという感想がありました。裁判員制度が始まる前に、弁護士会としてもいろいろ研修を行いまして、書面を見ないで演技がかったような冒頭陳述や弁論をするというような創意工夫をしてきましたが、逆にあまりさっそうと演技がかったことをやると悪印象を持たれるのではないかということもあって、悩ましいところです。また、弁護人の個性によってもタイプが違うのではないかと思います。証拠調べにおいて、検察官が細部にわたって的確に説明を行ったのに対し、その後の弁護人の弁護が、検察官の証拠に勝てるような弁護をしなかったという点についてですが、真剣な弁護、根強い弁護は弁護人が一番念頭に置いているところです。しかし、法廷でのアピールが足りないのは、声の大きさであるとか、表現の仕方でそのような印象を持たれているのか、または証拠の中身で格差があって見劣りするという印象を持たれるのか難しいところです。弁護人の立場としましては、検察官の立証を崩せば弁護人の役割を果たすものであり、武器対等ではありません。したがって、検察官に対し物量的に劣ってしまうことはやむを得ないところでもあります。

司会者

次に評議についてですが、裁判官からの誘導はなかったか、発言はしやすかったか、専門用語等の説明は分かりやすかったかなどについてご意見をお願いします。

1番

裁判官から分かりやすく説明をしていただいて、また、裁判員が意見を出しやすい雰囲気を作っていただいてとてもやりやすかったです。

3番

話しやすい雰囲気でした。裁判員の皆さん全員が3日間一生懸命考えて結論を出せたと思います。

4番

裁判官も裁判員も同じ一票だということが印象的でした。全体としては、自分の思っていることを言える雰囲気だったと思います。真剣に話し合いができたと思います。

5番

裁判官にリラックスできる雰囲気を作ってもらい、全員が適切な意見が述べられたと思います。もう少し時間があればと思いました。

6番

裁判員全員が自分の考えを述べたと思います。

7番

3日間の中で、評議の時間というのがとても重圧でした。我々一般人が被告人の刑務所に入る期間を決めてよいのかということが、苦しんだ部分でした。認めている事件でしたのでよかったと思いますが、これが無罪を主張しているような事件だったら一般人が対応できるのか考えてしまいます。評議は、真剣に議論ができてとても充実していたと思いました。

8番

本当に一人一人が自由に自分の意見を述べ、皆さん手を抜くことなく真剣に発言したので、よい判決ができたと思います。

9番

充実した評議だったと思います。私は分からないことを多く質問しました。裁判員全員が意見を述べ、主張されたと思います。裁判官から誘導されたことはなく、

判決を出すために裁判官，裁判員が一体となって真剣に議論をしました。ただ，評議には守秘義務というものが課せられていて，どの点について話してもよいのか迷うところがあり，その点が不安です。

裁判官

アンケートでは，ほとんどの方がよい経験だったと書いていただいています。ただ，理由の欄が，裁判の仕組みを知ることができたからとか，参加したことで知らない一面を知ることができたからというものが多いです。本日，何人かの方が言われたとおり，国民の一人として事件の結論を出すために必死になって議論してよい判断ができたということによりよい体験だったと書いてくださる方が増えるとよいと思っています。裁判員の皆さんに，最終的に懲役何年がふさわしいか決めていただくに当たっては，相当に悩んでいらして，ちょっと休み時間を取らなければ最終意見が出せないというときもあり，本当に真剣にお考えいただいていると思いました。もう一点は，感情の問題がありまして，評議でも，こんなことを言ってよいのかということから話が始まることがあります。ただ，量刑となると，国民感情，被害感情というのも刑を決めるに当たっての一つの重要な要素です。国民の皆様が感情的にある刑に納得できるかどうかとも考えなくてははいけません。刑を決めるときにはそれをぶつけてもらってもよいのではと私は思っています。ただ，違う感情を持つ人もいますし，裁判官は少し離れた所から意見を言わせていただくこともあります。感情と公平性などいろんなもののぶつかり合いで刑罰が決まっていけば，国民が入ったよい面が生きるのではないかと考えています。

司会者

ここからは，報道機関の方からの質問に対して，裁判員の皆さんからお話いただければと思います。

朝日新聞

幹事社として代表質問をさせていただきます。

まず1点目ですが，裁判員を経験して，精神的，肉体的に負担が大きかった点を教えてください。

1番

体力的には苦痛だったということはありません。精神的には，量刑を決めるときにプレッシャーがありました。

3番

3日間でしたが、その間ずっと裁判のことで頭が一杯で、頭が痛くなりました。精神的にも体力的にも疲れたという印象です。裁判の中では、被害者の話や証人の話を聞いて感情移入してしまい、精神的に追い詰められた感じがしました。

7番

肉体的な部分は、私は椅子に長く座っているのが得意ではないので、3日間きつかったです。精神的な部分は重くて、量刑の判断については、みんなで出した結論ですが、被害者からするともっと重いものを望んでいたのではないかとか、被告人の家族からするともっと軽くしてほしいと思っているのではないかと考えてしまい、後からじわじわとボディーブローのように効いてきている感じです。

朝日新聞

次に、裁判員を経験してよかったと思う点を教えてください。

2番

私は裁判の知識が何もなかったので、裁判員を経験して、裁判のことをいろいろ聞いて、多少分かるようになりました。

5番

裁判員を経験して、自分なりにいろいろと人生の勉強になりました。

6番

裁判員を経験したことで、自分の人生に対して問い掛けるよいきっかけになりました。自分の生き方を見直すという意味でも経験してよかったと思います。

朝日新聞

最後になりますが、裁判員制度のこういうところを改善した方がいいという点があれば教えてください。

4番

先ほど検察官の方からも話がありましたが、やはり当日裁判員に決まって、その日の午後からすぐに審理というのではなく、翌日から審理を始める方がよいのかなと個人的には思います。

8番

裁判員を選任する際には、裁判所に来てもらう人をもう少し絞った方がよいのではないかと思います。みんな時間が余っている人ばかりではありませんので。8名

の人を選ぶにしては、呼び出す人数が多いのではないかと思います。

9番

裁判官，検察官，弁護士，そして報道機関の方も一緒になって，裁判員制度をよりよくするためにどうしたらいいのか，忌憚のない意見を出し合える場を作ればよいと思います。今日は評議の時に比べると，少し雰囲気固い感じがしますので，ざっくばらんに話せば，よりよい方法や改善策も見つかるのではないかと思います。

読売新聞

裁判員を実際に経験して，裁判員制度が日本にとって必要だと思った点があれば教えてください。逆に，裁判はプロの裁判官に任せた方がいいと思われる方がいいのであればそれでもいいですので，裁判員制度全体としてどう思うかについて教えてください。

1番

プロの裁判官だけでなく，様々な人の意見を取り入れて判決を出せるのはよいことだと思います。

2番

私は，裁判の知識のある人，プロの裁判官にまとめてもらった方がいいかなと思います。

3番

裁判員を経験してみて，裁判所に対する考え方や見方が変わり，裁判官のことが身近に感じられました。また，事件の一つ一つも身近なところで起きていることを痛感し，一人一人がそれを感じて，それが抑止力になるようになれば意味があるのかなと思いました。

4番

国民として裁判の仕組みが分かり，よい制度だと思いました。ただ，量刑を決めるときに知識がないため，前例は聞けるものの，何か他にも情報があれば決めやすいというか，量刑を決めるところはポイントですので，改善が必要かなと思います。

5番

裁判員を経験して，身近なところで事件が起きていることが分かり，判決まで行えたことは，裁判員に選ばれてよい経験だったと思います。量刑を決めることにつ

いては複雑な思いで、大変でした。

司会者

本日は裁判員経験者の皆様には貴重な時間を割いて裁判所にお越しいただき、率直なご意見、貴重なご意見を本当にありがとうございました。我々も今日皆様から出たご意見を心に留めまして、これからよりよい裁判員裁判にしていきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

以 上